

## 光市公告第34号

光市生活保護版レセプト管理標準準拠システム導入及び運用業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和8年6月25日

光市長 芳岡 統

### 記

#### 1 業務名

光市生活保護版レセプト管理標準準拠システム導入及び運用業務

#### 2 業務の目的

光市生活保護版レセプト管理標準準拠システム導入及び運用業務は、生活保護業務におけるレセプト管理システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行し、適正かつ安定的・効率的な運用を実現することを目的とする。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### 4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

(3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。

(6) 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)において、人口5万人以上の地方公共団体に生活保護業務におけるレセプト管理システムを納入した実績があり、現在も稼働していること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマークを取得していること。

(8) 光市役所で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

## 5 実施要領等関係書類の配布

実施要領等は、市ホームページ<https://www.city.hikari.lg.jp/>から入手すること。

## 6 参加申込書の提出方法

### (1) 提出期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月14日(火)までの日(光市の休日に関する条例(平成16年光市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下、休日という。)を除く。)の午前8時30分から

午後 5 時まで。

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒 7 4 3 - 0 0 1 1 山口県光市光井二丁目 2 番 1 号

光市福祉保健部福祉総務課保護係

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和 8 年 7 月 2 8 日（火）までの日（休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒 7 4 3 - 0 0 1 1 山口県光市光井二丁目 2 番 1 号

光市福祉保健部福祉総務課保護係

8 評価及び選定

(1) 選定審査

光市生活保護版レセプト管理標準準拠システム導入及び運用業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を選定する。

## 9 その他

- (1) 本手続に関する照会窓口は、光市福祉保健部福祉総務課保護係（電話 0833-74-3004 電子メールアドレス hogo@city.hikari.lg.jp）とする。
- (2) その他詳細は、実施要領等による。